

神奈川県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン

第1 ガイドラインの趣旨

1 背景

森林は、木材等の林産物を供給するほか、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、さらには野生動植物の生息・生育の場としての機能など様々な機能を有している。こうした森林のもつ様々な機能をより高度に、かつ持続的に発揮していくことが求められている。

一方で、戦後植林した人工林を中心に、資源は成熟し、利用期を迎えている。こうした森林資源を有効活用し、資源循環による森林管理を実現していく必要がある。

資源循環による森林管理を実現していくためには、まず、主伐後の再造林等により適切に更新を図る必要があることを森林所有者、伐採事業者及び造林事業者が認識の共有をすることが重要である。その上で、伐採事業者と造林事業者が連携体制をつくり、森林所有者に対して、主伐から再造林までの計画を説明し、施業を計画的に実施することの重要性について理解を得た上で、主伐と再造林を行う体制の構築・強化を一層推進していく必要がある。

2 目的

このガイドラインは、伐採事業者や造林事業者が行う主伐から再造林までの各作業の基本的な事項をまとめたものであり、本県における主伐を適切に行い、主伐後に造林未済地を発生させることなく、持続的な林業経営を行うために、伐採事業者、造林事業者が自主的に作成する行動規範の指針となるものである。

また、森林を伐採する前から、伐採事業者と造林事業者が連携することにより、適切な伐採と確実な更新（人工造林や天然更新）を図るとともに、「伐採と造林の一貫作業システム」による再造林等の低コスト化を推進する。

3 対象者及び対象行為

このガイドラインは、森林所有者等から施業を委託される伐採事業者及び造林事業者を対象とする。また、対象となる行為は、神奈川県内の私有林における主伐及び再造林とする。民間事業者が自主的に作成する行動規範においては、第3の事項で掲げる内容を参考として必要な事項を定めるものとし、少なくとも、第3の1から4までの事項及び7の事項は行動規範に規定することを推奨する。

第2 伐採と造林の一貫作業システム

1 伐採と造林の一貫作業システムの定義

伐採と造林の一貫作業システム（以下、「一貫作業システム」とする。）とは、伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線を苗木等の資材運搬に活用するとともに、伐採跡地において土壌の流出が始まらないうちに植栽を終わらせることで、一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システムをいう。

植栽は、コンテナ苗が基本となるが、裸苗を用いる場合も含まれる。また、伐採作業と造林作業の連続性については、秋に伐採・搬出を実施した際に林業機械で地拵えを行い、翌春、下草の繁茂時期を迎える前に直ちに植栽を行う場合も含まれる。

なお、一貫作業システムによる効率化の効果は、高性能林業機械の利用による部分が大きいいため、急傾斜地等、林内路網密度が低い箇所では効果が限定的となることもある。このため、現地の状況に応じて、効率的な造林方法となるものを選択していくことが重要である。

2 伐採作業と造林作業を連携して行うメリット等

一貫作業システムは、造林作業の効率化による低コスト化の効果があるとともに、伐採後の再造林の実施を確保していくために有効な方法である。また、森林所有者、伐採事業者及び造林事業者のそれぞれにおいて、次のようなメリットがあると考えられる。

(1) 森林所有者のメリット

伐採作業と造林作業を連携して行うことは、伐採・搬出時に用いた林業機械を造林作業の一部に活用することにより、従来人力で行っていた作業が機械化され省力化の効果が期待できる。このため、総事業費が抑制され、森林所有者の再造林に係る費用負担が軽減されることから、主伐の収益を確保しつつ、再造林を行いやすくなると考えられる。

(2) 伐採事業者及び造林事業者のメリット

造林作業については、地拵え等の作業に係る労務量を抑えることができ、今後想定される主伐後の再造林の増加に対して、労務体制の面で対応しやすくなる。また、コンテナ苗を用いる場合は、作業負担の軽減や労務の平準化も期待できる。伐採作業と造林作業を別の事業者が実施する場合、伐採事業者は、伐採・搬出時に用いる林業機械により地拵え又は苗木運搬といった造林作業の一部を実施することから、当該作業については、造林事業者との間で請負契約等を結び、請負費を得るという形態が考えられる。このことにより、伐採事業者は林業機械の稼働率が十分ではない場合には稼働率を上げることができるとともに、造林の作業量に見合った収入を得ることができる。

第3 施業を行う際の基本的な留意事項

1 伐採及び更新の実行に関する計画の作成

(1) 一貫作業システムを推進するために、再造林における森林所有者等の自己負担の軽減を図るため、一貫作業システムによる作業効率の向上に努めるものとし、森林所有者からの要請に応じて、同一の事業者が伐採から造林までを一貫して引き受けるか、又は、伐採前に伐採事業者と造林事業者との連携体制を築いておくようにする。

(2) 伐採と造林を同一の事業者が実施する場合にはその事業者が自ら、別の事業者が実施する場合にはそれぞれの事業者が連携して、伐採現場の状態を踏まえて、立木売買契約や作業委託・請負契約等の締結時点など伐採を行う前に、伐採及び更新の実行に関する計画（以下、「伐採・更新計画」とする。）を作成し、森林所有者に説明する。作成に当たっては、別紙様式1を参考にされたい。

- (3) 伐採・更新計画については、伐採後の適確な更新を確保できる更新計画を定め、それを勘案して伐採計画を定めるものとする。その際には、伐採・更新を行う森林が所在する市町村森林整備計画に定める内容や保安林の指定施業要件に適合する計画となるよう留意する。

なお、伐採・更新計画は、森林経営計画、伐採及び伐採後の造林の届出、保安林内立木伐採許可申請書又は保安林内択伐（間伐）届出書の様式を活用することも可能である。また、低コスト化に向けた連携についても計画する場合には、森林整備事業の補助金申請に係る事前計画を伐採・更新計画として活用して、森林所有者、伐採を行う者及び造林を行う者の間で、伐採から再造林までの実施について共通の認識を得ることも可能である。

- (4) 伐採事業者及び造林事業者は、作業開始に先立ち、作業員に伐採・更新計画の内容を周知する。作業を他の事業体に請け負わせるときは、伐採・更新計画の内容を守ることを条件とする。
- (5) 当該森林について、森林経営計画が立てられていない場合、集約化を進め、適切かつ計画的な森林経営を進めるとともに、造林補助事業の有効な活用を図ることが可能となるよう、森林経営計画の策定に努めるものとする。

2 契約、許可・届出、制限の確認

(1) 森林の土地や立木の権利の確認

伐採事業者が森林所有者との立木売買契約や伐採作業請負契約を締結する際には、森林の土地や立木の権利者や権利の区域の範囲について確認を行う。

(2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林届出）の確認

伐採事業者は、森林経営計画の認定の有無について確認を行うこと。

①森林経営計画の認定を受けている場合

- ・計画内容を確認するとともに、事後の伐採等の届出の提出について認定伐採事業者等と調整を行う。
- ・伐採事業者が森林経営計画の作成者である場合には、自らが手続きを適切に行う。

②森林経営計画の認定を受けていない場合

- ・保安林又は保安施設地区内の森林を除く民有林（地域森林計画の対象森林）である場合、伐採事業者は、森林所有者や造林事業者と連携して市町村森林整備計画に適合した伐採及び造林の計画を立て、伐採を始める 90 日前から 30 日前までに「伐採及び伐採後の造林の届出」を行い、届出内容に従った伐採及び伐採後の造林を行う。
- ・造林事業者は、伐採後の造林が終了した後、30 日以内に伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を市町村長へ報告する。
- ・立木を買い受けて伐採を行う場合には、伐採後の造林に係る権限を有する者と共同して届出書を提出する。
- ・伐採作業を森林所有者等から請け負って実施するときは、森林所有者等による届出手続きが適切に行われるよう確認する。

(3) 保安林等法令の制限

森林所有者、伐採事業者及び造林事業者は、保安林等法令による行為制限や植栽の義務（以

下、「行為制限等」とする。)がある土地であるかどうかを確認する。行為制限等がある場合には、その内容を確認し必要な手続きを行い、許可等を得る。

(4) 森林の土地の購入の際の届出

伐採事業者は、立木とあわせて森林の土地を購入した場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出を行う。また、計画的な森林施業の実施を図る観点から、購入した森林については森林経営計画を作成し、認定を受けるよう努めるものとする。

(5) 補助事業の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業等の履歴を県や市町村等を確認し、伐採を行うことにより過去の造林補助事業の補助金返還要件に抵触しないかを確認する。

3 伐採に係る留意事項

(1) 伐採区域

- ・伐採事業者は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、林地の保全、雪崩、落石、風害等の防止等のため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設置することや、野生生物の営巣に重要な空洞木の保護を図ることなど、伐採の適否を慎重に検討する。
- ・伐採を行う際には、土地の所有界を越えた伐採をしないよう、あらかじめ区域の明確化を行い誤伐を防ぐ。
- ・立木の伐採の標準的な方法は、各市町村の市町村森林整備計画によることとする。

(2) 作業実行上の配慮

- ・伐採事業者は、一時的に使用する路網、土場では、その後の植生回復に支障を来さぬよう土壌攪乱に注意する。
- ・民家、一般道等への伐倒木、転石等の落下防止や、早朝等における騒音等に注意を払う。
- ・現場に立て看板を設置する等により、現場内の安全確保、事故防止に努める。
- ・地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得る。

4 造林に係る留意事項

(1) 更新方法

- ・植栽については、保安林においては、指定施業要件に適合するように更新を行い、市町村森林整備計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、植栽による更新を確実に行う。また、木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能と考えられる森林においては、積極的に植栽による更新を検討する。
- ・天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。また、更新状況により、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。また、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23

林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知) に基づき、高木性広葉樹の密度や生育高さ等の各種基準を参考にすること。

- ・市町村森林整備計画で定める鳥獣害防止森林区域の情報等も踏まえ、更新に当たっては、防護柵の設置等による鳥獣害防止について検討するとともに、適切な保育作業により森林の健全な生育を図る。

(2) 苗木の確保

計画的な再生林の推進のため、数年後までの植栽計画について県が実施する苗木需要量調査に協力し、円滑な需給調整を通じて苗木の安定的な確保を図るものとする。また、使用する苗木はスギ、ヒノキ、マツについては林業種苗法に基づき生産された苗木であって、原則として神奈川県林業樹苗認定要領に基づき認定を受けたものを使用する。

このためには、伐採・更新計画において苗木の確保に関する事項を追加し、苗木の安定的な確保を図ることも有効である。

5 路網整備・土場整備

(1) 使用目的・期間に応じた整備

- ・路網・土場の整備を行う者は、開設に当たっては、所有者等との話し合いにより使用目的や期間、管理者を明確にし、適切な施工をする。なお、路網とは、林道・作業道・作業路から構成され、それぞれの役割や利用形態等に応じて適切に組み合わせた路網を現地の条件に合わせて整備していくことが重要である。
- ・一時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むように、長期にわたり使用するものは路体・土場、法面が早期に安定するように、それぞれ配慮する。

(2) 整備に当たっての留意事項

- ・路網や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、作業効率性が最大になるように配置することとする。その際、現地踏査や資料等により、地形・地質、気象条件、水系や地下構造等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況等も考慮する。なお、行為制限等を受ける土地においては、許可条件を逸脱しないよう留意する。
- ・森林作業道の作設に当たっては、「神奈川県森林作業道作設指針」（平成 27 年 7 月 1 日）に基づく路線計画、施工、周辺環境への配慮、管理を行うこととし、林地の保全や民家、一般道、水源地付近での配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土と法面の処理、排水の処理等を適切に行うものとする。

6 事業実施後の留意事項

(1) 枝条残材、廃棄物の処理

- ・伐採事業者は、枝条残材を利用しない場合、林地で雨水を堰き止め、崩壊を誘発すること等がないよう片付け方に十分注意するとともに、発生量を見積もって存置個所の準備や処理方法等を想定し、過大な枝条残材の山積みは避けるよう努める。

- ・廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適切に処分する。

(2) 路網・土場

- ・一時的に使用した路網、土場は、事前の土地所有者等との取り決めにに基づき必要に応じて埋め戻すなどし、植生の回復を促す。
- ・長期にわたり使用する路網・土場については、あらかじめその管理者や管理・補修方法を取り決めた上で設置利用し、設置に当たっては、長期間壊れにくい施設となるよう必要な排水処理等を行う。なお、行為制限等を受ける土地においては、必要に応じて、施設の存置等に係る手続を行うよう留意する。
- ・伐採事業者が運材に使用した道路等については、管理者との取り決めに従って、必要な補修等を行う。

7 健全な事業活動

(1) 労働安全衛生

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ・かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイドラインや、林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれを参照し作業する。
- ・現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、緊急連絡体制等を整備する。
- ・林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合には作業地毎にリスクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危険要因の排除に努める。
- ・中高年者の労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防に取り組むなど従業員の健康維持に努める。
- ・死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車両系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底する。

(2) 雇用改善・事業の合理化

- ・伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業者の常用化等の雇用の安定化、社会保険・労働保険の加入など、労働条件の改善に努める。
- ・従業者の日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に係る研修への計画的な派遣に努める。
- ・施業集約化による森林施業の実施の働きかけや、高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図る。

(3) 作業請け負わせ

- ・伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文

書で交わす。

- ・伐採事業者又は造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとする。
- ・計画変更などが、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で円滑に進むように配慮する。できるだけ、請け負わせ先の事業者が計画作成に関与しておくことが望ましい。

(4) 事業改善

- ・伐採事業者は、事業実施について作業日報等による工程管理を行い、伐倒、集材、造材、運材と、集材等と併せて行う地拵えの作業について、実行データを分析して全体の生産効率の低下をもたらしている工程があれば対処すること等を通じて、事業活動の改善に取り組む。

附 則

このガイドラインは令和元年10月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは令和3年11月1日から施行する。